第六条　令第一条第一項第一号ロ(1)の経済産業省令で定める燃料及び原材料その他事業活動の実施に必要な物資の使用は、次の表の第一欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げるものとし、同号ロの経済産業省令で定める係数は、同欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるものとする。

一　工場若しくは事業場における燃料の使用（別表第一に掲げるものを除く。）又は輸送に係る燃料の使用（別表第一に掲げるものを除く。）			
イ　輸入原料炭の使用	トン		輸入原料炭の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量二十八・七に、当該輸入原料炭の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二四六に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ロ　コークス用原料炭の使用	トン		コークス用原料炭の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量二十八・九に、当該コークス用原料炭の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二四五に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ハ　吹込用原料炭の使用	トン		吹込用原料炭の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量二十八・三に、当該吹込用原料炭の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二五一に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数
ニ　輸入一般炭の使用	トン		輸入一般炭の一トン当たりのギガジュールで表した発熱量二十六・一に、当該輸入一般炭の一ギガジュール当たりの発熱に伴い排出されるトンで表した二酸化炭素の量（〇・〇二四三に十二分の四十四を乗じて得た数）を乗じて得た数

（新設）